

答 申

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年和歌山県条例第 12 号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 12 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 26 年 1 月 31 日付け海建管第 6306 号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成 26 年 2 月 4 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で行った本件処分を取り

消し、和歌山地方法務局に提出した文書は永久保存し、公図訂正が適正であったことの証明を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「作成又は取得していない」との理由は虚偽であり、当該文書は公図訂正上最も重要な文書であると登記官は話す。
- (2) 当該文書は、代理人が作成したものであるが、諮問第 57 号答申における実施機関の説明によると、法務局登記官が原本をコピーし、その上から朱書きしたものであり、県で決裁していないとのことである。
- (3) しかし、当該朱書き土地所在図と原本とは文書が異なっている。法務局に提出されたものは、県で決裁されていない偽造文書である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成 20 年 11 月 26 日に異議申立人らが見た書類は、平成 13 年海建第 7110 号であるが、承諾書がもらえない人の理由書、判決と記載した冊子、〇〇〇と〇〇〇を〇〇〇印で括った土地所在図は綴られていない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、平成 20 年 11 月 26 日に海草振興局建設部の 2 階で〇〇・〇〇 2 人で実見目視した理由書、判決と記載した冊子、〇〇〇と〇〇〇を〇〇〇印で括り所有者を〇〇〇〇と書かず〇〇〇〇と記載した土地所在図を請求していると認められる。

実施機関は、永久保存文書として現存する平成 13 年海建第 7110 号の中には地図訂正同意願書が綴られているが、その中には、当該理由書、判決と記載した冊子、〇〇〇と〇〇〇を〇〇〇印で括り所有者を〇〇〇〇と書かず〇〇〇〇と記載した土地所在図は綴られていない旨説明する。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理とは認められず、過去の答申（諮問第 60 号ほか）においても、同様の判断を行っているところである。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 26 年 2 月 12 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 3 月 6 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 26 年 3 月 18 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 9 月 4 日	○審議
平成 29 年 11 月 2 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 3 月 6 日	○審議

平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 9 月 18 日	○審議
平成 30 年 10 月 2 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 12 日	平成 22 年 4 月 5 日付「21 監察第 71 号請願書に対する回答」の中で公図訂正が適正である場合はその根拠があるが、不適正であった場合に平成 13 年公図訂正を取り下げる予定があることを示唆しているが、平成 20 年 11 月 26 日、海建 2 階で〇〇から提供された文書綴に存在した（2 人で実見目視）理由書、判決と記載した冊子、〇〇〇〇と所有者名を記載し〇〇〇と〇〇〇を〇〇〇印で括った土地所在図全部開示。
平成 25 年 12 月 25 日 (補正後)	平成 20 年 11 月 26 日海建 2 階で〇〇・〇〇 2 人で実見目視した理由書、判決と記載した冊子、〇〇〇と〇〇〇を〇〇〇印で括り所有者を〇〇〇〇と書かず〇〇〇〇と記載した土地所在図の開示。